

大分港港湾監視等業務委託 公募型プロポーザル募集要項

第1 契約に付する事項

1 業務名

大分港港湾監視等業務委託

2 履行場所

大分市 大分港

3 履行期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日までの長期継続契約

4 業務概要

- (1) 港湾施設、海岸保全施設の巡視
- (2) 港湾・海岸の不法投棄、不法占用等の監視及び巡視
- (3) 港湾施設、海岸保全施設の占用又は使用許可等に係る
県職員の補助
- (4) 放置車両、不法投棄等に係る県職員の補助
- (5) 係船料の徴収事務、休日の岸壁予約等受付
- (6) 監視日誌の作成、報告等の業務
- (7) その他上記に付随する業務

5 限度額

18,326,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※各会計年度の予算割合(予定)については以下のとおり。

令和8年度 約49%

令和9年度 約51%

上記割合については、予算の都合上、変更する場合がある。

第2 企画提案について

1 日時

令和8年9月30日(水) 13:00 提案開始予定

2 場所

県庁舎本館4階 41会議室(大分市大手町3丁目1番1号)

3 課題

大分港港湾監視等業務の効果的な実施及びサービス向上を図るための提案を提案書で提出する。

(1) 提案書等の提出書類

本募集要領及び仕様書を参照のうえ作成し、A4サイズで正本5部、副本1部を提出する

こと。

- ・提案書（様式4）
- ・実施体制（様式5－1）及び担当者実績調書（様式5－2）
- ・応募書の業務実績調書（様式6）及び契約書の写し等
- ・提案見積書（様式7）及び積算内訳書（様式8）

（2）提案書等の提出期限

令和8年9月28日（月）午後5時（事務局必着）

（3）提案書等の提出方法

持参又は宅配便等受取が確認できる方法で提出すること。

ただし、封筒等の表面には、必ず「提案書等 在中」と朱書すること。

（4）提案書等の取扱い

ア 提出後の提案書等の追加、修正、差し替え等は認めない。

イ 提案書等は返却しない。また、必要に応じて補足資料等を求める場合がある。

ウ 提出された提案書等は、応募者に無断で本業務の受託者選定以外の目的に使用しない。

エ 提案書等の選定を行う際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製を作成することがある。

（5）使用する言語、通貨及び単位

ア 日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

イ 文字サイズは10ポイント以上とする。

（6）提案書等の受領通知

提案書等を受領した旨の通知を事務局から電子メールで通知する。

（7）費用負担

提案書等作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

4 提案方法

（1）審査（プレゼンテーションとヒアリング）

ア 本事業者選定は、公募型プロポーザル方式で行う。

審査では、提案書等を基に応募者によるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリングを行う。審査の時間はプレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分以内を予定。

イ 出席者は3名までとする。ただし、出席者は原則として代表者及びその社員（任意団体にあっては構成員）に限る。

ウ 審査日は、令和8年9月30日（水）の予定とするが、各応募者の審査実施時間等詳細については、別途通知する。

なお、審査の順番については参加表明書の受付順とする。

審査基準の概略

審査基準の概略	選定数
業務委託に関する事項 ・業務体制 ・施設の巡視及び係船料金の徴収 ・業務実績 ・地域貢献（地域雇用・地域経済） ・その他の業務提案	総応募者 ↓ 最優秀者 1 者 次点者 1 者

（２）大分港港湾監視等業務委託事業者選定委員会

本事業者の選定は、庁内委員（以下「選定委員」という。）により構成される大分港港湾監視等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

（３）審査の公開

プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とする。

（４）選定結果の発表

大分県庁ホームページで最優秀者及び選定結果を公表するとともに、応募者全員に書面で通知する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けない。

第３ 参加資格等に関する事項

１ 参加資格

参加資格を有する者（共同企業体の場合はすべての構成員）は、公告日現在において、次に掲げる（１）～（８）の要件をすべて満たす者とする。ただし、共同企業体の場合は、少なくとも一構成員が（７）に該当すれば足りる。（共同企業体の場合、すべての構成員の出資比率が３０％以上であること。）

- （１）単体または２者の共同企業体により参加する者
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- （３）「大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中でないこと。
- （４）公告日以前 3 箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は、銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- （５）破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （６）大分県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 33 号）第 2 条第 1 号から第 3 号及び第 5 号に該当しないこと。
- （７）「大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者
- （８）大分県会計規則（昭和 49 年大分県規則第 10 号）第 36 条第 2 項の各号の規程に該当する者であること。

2 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 参加表明書等及び提案書等に虚偽の記入をした者
- (2) 公告日現在において応募参加資格がなく提案書等を提出した者又は本公告日から委託契約の前日までの間に、「1 参加資格(1)から(8)」の応募資格を有しなくなった者
- (3) 参加表明書等及び提案書等の作成留意事項、提出方法及び提出期限に適合しない者
- (4) 提案書等を複数案提出した者
- (5) 選定委員又は関係者と本業務委託に関する接触を行った者
- (6) 提案書等に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者
- (7) 提案見積書に記載した金額が公告の限度額を超えている者
- (8) その他、選定委員会が不適格と認めた者

第4 提案競技参加条件を示す場所及び日時等

- 1 場所 県庁舎 新館6階 港湾課管理班
- 2 日時 令和8年9月11日(金)から令和8年9月28日(月)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- 3 住所 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
- 4 電話 097-506-4614 FAX 097-506-1776
- 5 ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/17300/>
- 6 電子メールアドレス a17300@pref.oita.lg.jp
- 7 主なスケジュール

(1) 募集の公告	令和8年9月11日(金)
(2) 参加表明書等の様式の交付期間	令和8年9月11日(金)～令和8年9月28日(月)
(3) 質問書提出期間	令和8年9月11日(金)～令和8年9月18日(金)
(4) 質問への回答期限	令和8年9月24日(木)
(5) 参加表明書等の提出期間	令和8年9月11日(金)～令和8年9月28日(月)
(6) 提案書等の提出期限	令和8年9月28日(月)
(7) 審査	令和8年9月30日(水)
(8) 審査結果の通知	令和8年9月30日(水)

8 提案競技参加にかかる手続等

- (1) 本募集要項及び参加表明書等の様式の交付方法
 - ア 県庁ホームページからダウンロード
 - イ 事務局での交付(CD-Rを持参すること。
ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/17300/>
- (2) 質疑応答

質問書(様式1)は、電子メール(文字のみ、テキストファイル形式)でのみ受け付ける。質問に対する回答は、大分県庁ホームページに順次掲載する。

質問を受け付けた場合は、受け付けた旨の通知メール(以下「受付完了メール」という。)を送信するので、受付完了メールが届かない場合は事務局まで問い合わせること。

なお、質問の回答事項については、本募集要項の追加又は修正とみなす。
- (3) 参加表明書等
 - ア 参加表明書等の提出期限

令和8年9月28日(月)午後5時(事務局必着)

イ 参加表明書等の提出書類

- ・参加表明書(様式2)及び共同企業体協定書の写し(共同企業体の場合)
- ・「1参加資格」の(8)「大分県会計規則(昭和49年大分県規則第10号)第36条第2項の各号の規程に該当する者であること」を確認するための書類として下記(ア)(イ)を提出すること。なお、すでに「大分港港湾監視等業務委託」の「指定公金事務取扱者」の指定を受けている場合は提出不要とする。

(ア) 開札日の属する事業年度直近の貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずる書類

(イ) 個人情報保護、法令順守に関する方針及び体制を記載した書類

- ・事業所概要(様式3)
- ・誓約書(様式10)
- ・参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は辞退届(様式9)を提出すること。

ウ 参加表明書等の提出方法

持参又は宅配便等受取が確認できる方法で提出すること。

ただし、封筒等の表面には、必ず「参加表明書等 在中」と朱書すること。

第5 業務委託の契約等

- 1 選定された最優秀者を業務委託の第1位契約候補者(以下「契約候補者」という。)とし、契約締結交渉を行うものとする。
- 2 参加表明書の提出者が1者となった場合は、審査の結果、一定以上の評価であれば、契約候補者とする。
- 3 最優秀者が本事業者選定以後に「欠格事項」に該当すると認められた場合、最優秀者による本業務委託契約締結交渉が不調となった場合又は、都合により辞退した場合は、次順位者である次点者と契約交渉を行うこととする。
- 4 本事業者選定以後、業務実施体制が著しく変わった場合、又は「欠格事項」に該当すると認められた場合は、契約候補者としての地位を取り消す場合がある。
さらに、本契約締結後においては、その契約を解除する場合がある。
- 5 本事業者選定以後、契約候補者は、「実施体制(様式5-1)」に記載する「再委託先又は協力先」と再委託契約等を締結した場合は、直ちに再委託契約等の内容がわかる資料(再委託契約等の締結日及び業務内容が記載されたもので契約金額は不要)を事務局に提出すること。(再委託契約を本事業者選定の審査時まで求めるものでない)
- 6 契約候補者は、本県に対し本業務委託締結後直ちに、「実施体制(様式5-1)」に記載する「再委託先又は協力先」に関する書類を提出し、承認をうけること。